

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成30年3月時点

※本様式は1－2に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	80	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業) (八沢)	事業番号	C-1-4
交付団体		福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県	
総交付対象事業費		2,336,649(千円) 2,638,539(千円)	全体事業費	3,988,166(千円) 4,035,056(千円)	

事業概要

津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指すため、ほ場整備事業のハード事業を行うとともに、農業経営高度化支援事業(指導事業、調査・調整事業、高度化経営体集積促進事業)のソフト事業を併せ行うものである。

区画整理工 A=138.4ha(相馬市及び南相馬市全体で368.8ha)

農業経営高度化支援事業 N=1式

- ・指導事業
- ・調査・調整事業
- ・高度化経営体集積促進事業

【相馬市復興計画の記載】

第5項 農業基盤整備

津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。

【福島県復興計画の記載】

(3) 新たな時代をリードする産業の創出

④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり

農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。

【他事業からの流用】

<第16回申請>

流用元: ①C-1-8 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(右田・海老地区)

②C-1-9 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(真野地区)

流用先: C-1-4 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(八沢地区)

流用額: ① [H29] 209,896千円(国費: 157,421千円)【工事費、用地買収費】

② [H29] 800,638千円(国費: 600,479千円)【工事費、測量試験費、換地費】

計 [H29] 1,010,534千円(国費: 757,900千円)

流用後交付対象事業費: 3,347,183千円(国費: 2,510,386千円)

当面の事業概要

<平成25年度> 区画整理工、実施設計、境界測量、換地業務、農業経営高度化支援事業
<平成26年度> 区画整理工、実施設計、換地業務、用買・補償、農業経営高度化支援事業
<平成27年度> 区画整理工、実施設計、換地業務、用買・補償、農業経営高度化支援事業
<平成28年度> 区画整理工、貯水池工、換地業務、用地測量、補償、農業経営高度化支援事業
<平成29年度> 区画整理工、貯水池工、換地業務、用地測量、補償、農業経営高度化支援事業
<平成30年度> 区画整理工、貯水池工、補完工事、確定測量、換地業務、農業経営高度化支援事業
<平成31年度> 区画整理工、貯水池工、補完工事、確定測量、換地業務、農業経営高度化支援事業

<平成 32 年度> 区画整理工、補完工事、確定測量、換地業務、農業経営高度化支援事業

東日本大震災の被害との関係

- ①東日本大震災により発生した津波により、相馬市の沿岸部の約 1,110ha が浸水し、甚大な被害が発生した。被害は、農地はもとより、道水路及び農林水産施設、住宅地などの広範囲に及んでいる。
- ②地震による地盤沈下(30~40 cm程度)により海面との高低差が少なくなり、海岸沿線部及び各河川沿線部の農地については、排水機能が著しく低下しており、かつ海水の湛水状態が続いたことから塩害も著しく、また表土流出による地力低下もあり、営農再開が困難となっている。しかし、このような営農再開が困難な地域の農業者であっても営農継続を望む声がある。
- ③一方、津波により家屋のほか農業機械や設備が流されるなどの被害を受けたものの、この機会に農地集積を進め、地域の農業を復興するとの意欲を持った農家もいる。
- ④このため、大区画ほ場整備の実施により、意欲ある担い手に農地を集積し、収益性の高い農業を展開することにより、地域農業の復興を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要

農地・農業用施設・関連施設について災害査定実施済み。

(農地面積 A=150ha、査定額 3,191,109 千円)

津波被災割合(津波被災エリア面積／地区面積)・・・186.9／188.5=99%

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

No.	2	事業名	被災地域農業復興総合支援事業 (農業用施設設置等整備導入事業)	事業番号	C-4-1
交付団体	福島県	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(間接)		
総交付対象事業費	1,093,238(千円)	全体事業費	869,086(千円)		
事業概要					
■ 農業用施設等整備導入事業					
東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が農業基盤再生に必要な施設を整備し、また農業用機械を導入し農業者等へ貸与することによって、地域の意欲ある経営体の育成・確保及び早期の経営再開を総合的に支援するため事業を実施する。					
◇ 事業量					
被災した農業者で構成する農業法人(設立予定を含む)に対し、貸与を目的とした施設・設備を整備					
・いちご生産に必要な、ハウス、水耕栽培用施設の整備(和田地内 7ヶ所)					
・農地復興(ガレキの撤去、石の破碎)に必要な農業用機械の整備					
トラクターロータリー 61 台 プラウ(掘り起こし) 12 基					
大型トラクター 4 台 ストーンクラッシャー 4 基					
※作業内容: プラウによる反転耕を 3 回以上行い、人力でガレキ拾い、取り切れない地表に出てこない瓦やガラスをストーンクラッシャーで粉碎					
※台数の根拠: トラクター 1 台の処理能力 1,000 m ³ /日 日量 1,000 m ³ × 200 日/年 = 20ha 1,220ha/20ha = 61 台					
◆ 位置づけ					
[相馬市復興計画] 第 2 章-第 2 節-第 5 項 農業基盤整備(P26)					
【事業間流用による経費の変更】(平成 30 年 1 月 17 日)					
残事業費を既配分予算の流用により充当することで、効率的な予算執行を図るため、					
①C-1-9 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業) 夏井地区へ 200,000 千円(国費: H24 予算 150,000 千円)、②C-1-11 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地防災事業) 細谷・沢帯地区へ 24,152 千円(国費: H24 予算 18,114 千円)を流用する。これにより、流用後交付対象事業費は 1,093,238 千円(国費: 819,928 千円)から 869,086 千円(国費: 651,814 千円)に減額。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、本市沿岸部において、2,000ha を超える面積は津波により被害を受け、農用地でも 1,220ha(田 1,135ha、畠 85ha) の被害を受けた。被害を受けた農地は、ビニールハウス等の施設は流失し、流れ込んできた家屋のガレキ等が散乱し、また、ガラス、石、木材等が地中深くまで広範囲に堆積している。					
被災農地は、震災当初から、人命救助のため、自衛隊が 20t(0.7) のパワーショベルを使用し、防潮林として植林していた松の木や、家屋などを撤去しながら作業をおこなったため、深さ 10cm~60cm にガレキ(ステンレス釘、瓦、ガラス、金属)が堆積している状態にある。					
現在は、農業者が人力によりガレキの撤去等の復旧作業を実施しているが、あまりにも広範囲のため、げんじょうではなかなか進まない状況となっており、新しく施設・機械を導入したいと考えても、被災しているため財政的にも新しいものを購入する余裕も無い状態である。					
完全な農地復旧まで作業期間は機械の耐用年数を超える長期になることが予想されるが、機械は適切な管理を行なながら復興組合に貸与し、礫、石の粉碎を徹底し、更にプラウ耕による地力増進作物の作付けや耕運に使用し地域農業の集約化を目指す。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災農家経営再開支援事業(ガレキ拾い)は津波被害のあった地区において復興組合を通じ、ガレキ拾い等の仕事量に応じて交付金は分配する事業があるが、この事業は人的支援のため、被災地域農業復興総合支援事業(機械の整備)と重複しない。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					

事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 6 月時点

平成 30 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	86	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費		847,497 (千円) 388,393	全体事業費		917,479 (千円) 675,479

事業概要

■漁業集落防災機能強化事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部に位置する漁村集落である岩子地区については、高潮・波高の増大や地震・津波等に対して十分に安全が確保されていないことから、今後、安全・安心な居住環境を確保するための漁業関連施設の保全に必要な防災安全施設の整備等を実施することによって、地域住民の生活の安全性を図るとともに、災害に強く、生産性の高い水産業・漁村づくりを推進することにより、地域水産業と漁村の復興に資するものとなるよう実施する。

当面の事業概要

本市沿岸部に位置する漁村集落である岩子地区における、漁業関連施設の保全と防災安全のために必要な防災安全施設の整備

・対象施設 :

地盤嵩上げ（土地利用高度化再編整備） L=280m

浸水防護施設（防災安全施設） L=540m

・事業内容 :

地質調査、路線測量、用地測量、実施設計（平成 28 年度）

工事、工事監理（平成 29 年度～平成 31 年度平成 30 年度）

・その他：他事業との関連なし

東日本大震災の被害との関係

岩子地区は、人口 469 人（うち漁業就業者 358 人）、世帯数 144（うち漁家世帯 76、漁家比率 52.7%）の集落であり、漁家の多くは松川浦内でアオノリ、アサリ養殖業を営み、平成 22 年の生産額は約 3.1 億円であった。

そのような中、当該地区は、東日本大震災により全て浸水しており、かつ、地盤沈下により、震災後において、高潮・波高の増大による冠水が見られ、地盤沈下防災対策は一部が実施済みであるが、約 1km にわたり浸水を防護する施設が未整備であるため、今後の地震・津波等に対しての安全対策が不十分となっている。

また、当該地区の南北からは護岸の災害復旧工事が進んでおり、当該地区のみが護岸整備から取り残されている状況にあり、地元住民より当該地区の防災安全施設整備について再三要望がある区域であり、迅速な対応が望まれている。

関連する災害復旧事業の概要

当該地区である岩子地区を含む松川浦漁港の各漁港施設については、平成 28 年度までの完了を目指している。海岸保全施設についても、平成 28 年度までの完了を目指している。

また、岩子地区の南北では、災害復旧事業により、平成 27 年度までに風浪対策のための護岸・堤防が整備されている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成30年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	81	事業名	水産種苗研究・生産施設復旧事業	事業番号	C-8-2
交付団体		福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)	
総交付対象事業費	9,190,374(千円)	全体事業費		9,190,374(千円)	

事業概要

相馬市は、古くから漁業が盛んで、松川浦漁港に水揚げされるヒラメ、カレイ類、アイナメなどの魚介類は、市場や消費者から、新鮮さと品質の良さに高い評価を受けてきた。また、相馬市の漁業は、観光業や地元特産品と強く結びつき、極めて重要な産業となっている。

これまで、福島県では、水産種苗研究所及び種苗生産施設において、東京電力(株)福島第一原子力発電所の温海水を利用したヒラメ、アワビ、アユなどの種苗生産技術研究や生産・放流事業に取り組み、相馬海域をはじめとする、本県海域全体における水産資源の維持・増大を図ってきた。

しかし、東日本大震災に伴う大津波により、前述の水産種苗研究所及び種苗生産施設は全壊し、本県水産業振興の重要施策として位置づけられていた「栽培漁業」は大きな打撃を受けた。

このため、県では、相馬市をはじめとする本県の漁業者からの要望も踏まえ、放流用種苗の安定的確保に向けた水産種苗研究・生産施設を早急に整備し、県内における生産・供給体制の再構築を図ることとした。

【整備の内容】

旧施設が東京電力(株)福島第一原子力発電所の温海水を利用した効率的な種苗生産及び高い回収率を維持してきた実績を考慮し、温海水を利用する火力発電所近傍を候補地として検討した。

その結果、相馬共同火力発電(株)新地発電所からの温海水供給と同発電所近傍において施設用地の確保に見通しがついたことから、以下により当該施設を早期に復旧する。

○施設規模 敷地面積：約 32,318 m²

建築面積：約 7,085 m² 共用施設、種苗研究施設、種苗生産施設（稚魚飼育棟、親魚棟など）

対象魚種・数量：ヒラメ 100万尾、アワビ 100万個、アユ 300万尾（従来生産規模と同等）

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

福島県復興計画(第2次)p14、p47、p73、p98「栽培漁業の再構築」

福島復興再生基本方針 p62 ウ 水産業②

当面の事業概要

<平成25年度>	基本設計委託	13,472千円
<平成26~27年度>	調査測量・実施設計委託	259,665千円
<平成27~30年度>	建設工事	8,690,000千円
<平成29~30年度>	設備機器類整備	227,237千円

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災に伴う大津波により、種苗研究・生産施設が全壊し、これまで実施してきた種苗研究・生産業務ができない状況となり、漁業者から沿岸漁業や後継者のためにもヒラメ、アワビなどを中心に、本格的な種苗生産再開の要望があり、栽培漁業の再構築が急務となっている。

関連する災害復旧事業の概要

震災のため中断した放流用種苗の生産技術開発の継続のため、平成25年4月に本県の沿岸重要魚種であるホシガレイ等の研究施設を、いわき市小名浜の水産試験場敷地内に整備した。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成30年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	87	事業名	道路事業（市街地相互の接続道路）【補助率変更分】	事業番号	D-1-29
交付団体	福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）		
総交付対象事業費	0（千円）	全体事業費	100,000（千円）		
事業概要					
■道路事業（県道：相馬亘理線） 原釜尾浜地区は壊滅的な津波被害を受けたことから、家屋が流出するなど、甚大な被害があったエリアを災害危険区域に指定し、防災集団移転促進事業を実施する。 その移転跡地に、津波の減衰等を目的とする防災緑地事業が実施され、津波による浸水エリアの縮小を図り、住宅への安全度向上を図る。それに伴い、相馬亘理線の改良工事を実施する。 形状としては防災緑地に合わせて整備することとし、防潮堤、防災緑地と一体になって減衰を図る計画としている。					
▽事業量 実施場所：相馬市原釜地区 事業内容：県道・相馬亘理線 L=約 2,000m W=6.0(10.0)m					
▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)					
※当事業は財政力指標の変更により補助率が3/5から5/9に変更となるため、No. 48 事業の事業内容のうち、残工事に係る内容を移行したものである。					
(事業間流用による経費の変更) (平成29年1月19日) 残事業費を既配分予算の流用により充当することで効率的な予算執行を図るため、(いわき市) D-4-14 災害公営住宅整備事業（小名浜）より90,000千円（国費：H24 予算 69,750千円）を流用。これにより、交付対象事業費は90,000千円（国費：69,750千円）に増額。					
(事業間流用による経費の変更) (平成30年1月17日) 残事業費を既配分予算の流用により充当することで効率的な予算執行を図るため、(富岡町) ◆D-1-1-1 交通インフラ検討事業（仮浜）より10,000千円（国費：H23 予算 7,750千円）を流用。これにより、交付対象事業費は90,000千円（国費：69,750千円）から100,000千円（国費：77,500千円）に増額。					
当面の事業概要					
<平成25~29年度>		<平成26~30年度>			
<input type="radio"/> 用地買収		<input type="radio"/> 改良工事、舗装工事			
東日本大震災の被害との関係					
津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定(H23/10/31)を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し相馬亘理線の整備を進めることにより、防潮堤、防災緑地一体となって背後地の住宅、工業、水産業エリア等の津波被災の軽減を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

富岡町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成30年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	2	事業名	交通インフラ検討事業	事業番号	◆D-1-1-1
交付団体	福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)		
総交付対象事業費	17,000(千円)	全体事業費	7,312(千円)		
事業概要					
津波被害の大きかった富岡駅東側の地区は、現在も計画区域となっているが、この地域の復興を果たすため富岡町が復興まちづくり計画策定を進めている。(平成25年1月時点)					
この地区は津波被害集落の移転、海沿いには減災のための海岸林の配置、その背後への復興関連施設設置等を検討しており、また、富岡漁協周辺では多くの漁業関係者が就業する予定であること等を踏まえつつ、町で計画を策定中である。					
そこで、町による復興まちづくり計画策定を支援するため、計画策定を進めるうえで前提として整理する必要のある都市構造の骨格となる交通インフラ(県管理部)の部分について、県が主体的に検討を進めるものである。実施にあたっては、町が作成する復興まちづくり計画との整合を図るため、同時並行的に連携のうえ検討を進める必要がある。					
(事業間流用による経費の変更)(平成30年1月17日)					
残事業費を既配分予算の流用により充当することで効率的な予算執行を図るため、(相馬市)D-1-29道路事業(市街地相互の接続道路)相馬亘理線へ9,688千円(国費: H23予算7,750千円)を流用。					
これにより、交付対象事業費は17,000千円(国費: 13,600千円)から7,312千円(国費: 5,850千円)に減額。					
<富岡町復興計画 27項>都市基盤の整備参照					
当面の事業概要					
<平成25年度> 交通インフラ検討					
東日本大震災の被害との関係					
沿岸部は津波により、家屋、農地、道路、河川、防潮堤など地区内にあるすべてが甚大な被害を受けた。本地区は、集落が跡形もなくすべて津波で流出し全壊となり、防災週大移転事業により高台移転を計画しており、土地利用が大きく変わることから、新たな交通インフラ計画が必要となる。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災区域内では海岸堤防等の災害復旧事業を進める予定であり、今後調整を行う。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	D-1-1				
事業名	道路事業(市街地相互の接続道路)				
交付団体	福島県				
基幹事業との関連性					
富岡町復興まちづくり計画と道路計画の調整を行い、円滑な事業執行を図るために調査設計を行うもの。					

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市
総交付対象事業費	660,823	（千円）	全体事業費	1,545,378	+ 1,531,224 (千円)

事業概要

■災害公営住宅家賃低廉化事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。

※管理開始後 5 年経過すると基本国費率が 3/4 から 2/3 に変更となるため、管理開始後 5 年が経過した災害公営住宅に係る内容を No. 88 事業 (D-5-2) に移行する。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)

追加配分のため、D-1-10 道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 471 号線）より 247,873 千円（国費：216,887 千円） D-20-3 都市防災総合推進事業（防災情報通信ネットワーク整備）より 137,448 千円（国費：120,266 千円）を流用。

これにより、交付対象事業費は 660,823 千円（578,218 千円）から、1,046,144 千円（915,371 千円）に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 30 年 1 月 17 日)

追加配分のため、

D-23-4 防災集団移転促進事業（鷺山地区）より 274,341 千円（国費：240,048 千円）を流用。

これにより、交付対象事業費は 1,046,144 千円（915,371 千円）から、1,320,485 千円（1,155,419 千円）に増額。

当面の事業概要

<平成 25 年度>

対象戸数：馬場野地区等 64 戸

<平成 29 年度見込み>

対象戸数：馬場野地区等 322 戸 (No. 88 事業 (D-5-2) と重複あり)

<平成 26 年度>

<平成 30 年度（見込み）>

対象戸数：馬場野地区等 127 戸

対象戸数：明神前地区等 314 戸 (No. 88 事業 (D-5-2) と重複あり)

<平成 27 年度>

<平成 31 年度（見込み）>

対象戸数：馬場野地区等 315 戸

対象戸数：細田地区等 234 戸 (No. 88 事業 (D-5-2) と重複あり)

<平成 28 年度>

<平成 32 年度（見込み）>

対象戸数：馬場野地区等 322 戸

対象戸数：荒田地区等 818 戸 (No. 88 事業 (D-5-2) と重複あり)

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人（約 1,400 世帯）が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。

被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。

なお、応急仮設住宅や県借上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

No.	88	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業（補助率変更分）	事業番号	D-5-2
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市
総交付対象事業費	0 (千円)	全体事業費		479,698	484,106 (千円)

事業概要

■災害公営住宅家賃低廉化事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。

※管理開始後 5 年経過すると基本国費率が 3/4 から 2/3 に変更となるため、No. 20 事業 (D-5-1) の事業内容のうち、管理開始後 5 年が経過した災害公営住宅に係る内容を移行したものである。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)

追加配分のため、◆D-1-1-1 震災後における代替輸送確保支援モデル事業より 3,528 千円（国費：2,940 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 0 千円（0 千円）から、3,528 千円（2,940 千円）に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 30 年 1 月 17 日)

追加配分のため、D-23-3 防災集団移転促進事業（荒田地区）より 52,418 千円（国費：43,680 千円）を流用。

これにより、交付対象事業費は 3,528 千円（2,940 千円）から、55,946 千円（46,620 千円）に増額。

当面の事業概要

<平成 29 年度（見込み）>

対象戸数：馬場野地区 -8-7 戸 (No. 20 事業 (D-5-1) と重複あり)

<平成 30 年度（見込み）>

対象戸数：馬場野地区等 -8-8-8-5 戸 (No. 20 事業 (D-5-1) と重複あり)

<平成 31 年度（見込み）>

対象戸数：馬場野地区等 -1-2-4-1-2-0 戸 (No. 20 事業 (D-5-1) と重複あり)

<平成 32 年度（見込み）>

対象戸数：馬場野地区等 -3-2-2-3-2-0 戸 (No. 20 事業 (D-5-1) と重複あり)

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人（約 1,400 世帯）が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。

被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。

なお、応急仮設住宅や県借上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	21	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	D-6-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市
総交付対象事業費	90,610	（千円）	全体事業費	204,015	204,640

事業概要

■東日本大震災特別家賃低減事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。

（事業間流用による経緯の変更）（平成 29 年 1 月 19 日）

追加配分のため、◆D-21-3-1 雨水排水対策事業（岩子地区）より 31,337 千円（国費：23,503 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 90,610 千円（67,955 千円）から、121,947 千円（91,458 千円）に増額。

（事業間流用による経緯の変更）（平成 30 年 1 月 17 日）

追加配分のため、D-23-3 防災集団移転促進事業（荒田地区）より 30,384 千円（国費：22,786 千円）を流用。

これにより、交付対象事業費は 121,947 千円（91,458 千円）から、152,331 千円（114,244 千円）に増額。

当面の事業概要

<平成 25 年度>

対象戸数：馬場野地区等 5 9

<平成 29 年度>

戸対象戸数：馬場野地区等 2 3 8 戸

<平成 26 年度>

対象戸数：馬場野地区等 1 1 6 戸

<平成 30 年度（見込み）>

戸対象戸数：馬場野地区等 2 3 8 戸

<平成 27 年度>

対象戸数：馬場野地区等 2 4 9 戸

<平成 31 年度（見込み）>

戸対象戸数：馬場野地区等 2 3 8 戸

<平成 28 年度>

対象戸数：馬場野地区等 2 3 7 戸

<平成 32 年度（見込み）>

戸対象戸数：馬場野地区等 2 3 8 戸

<平成 29 年度から平成 32 年度（見込み）>

対象戸数：馬場野地区等 2 3 7 戸

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人（約 1,400 世帯）が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。

被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。

なお、応急仮設住宅や県借上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	26	事業名	防災集団移転促進事業（荒田地区）	事業番号	D-23-3
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費	3,725,911 (千円)	全体事業費		3,535,663	3,611,625 (千円)

事業概要

■防災集団移転促進事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

住宅団地…相馬市原釜字荒田地内外

移転想定世帯数…110 世帯（災害危険区域内世帯数）

移転促進区域…約 24.6ha（災害危険区域）

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P26)

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P31)

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 10 月 11 日)

事業進捗により事業費が、114,286 千円（国費：100,000 千円）減額したため、

道路事業（市街地相互接続道整備）（日下石上線）へ 114,286 千円（国費：H23 予算 100,000 千円）を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は 3,725,911 千円（3,260,171 千円）から、3,611,625 千円（3,160,171 千円）に減額

(事業間流用による経緯の変更) (平成 30 年 1 月 17 日)

事業進捗により事業費が、75,962 千円（国費：66,466 千円）減額したため、

D-6-1 東日本大震災特別家賃低減事業へ 26,042 千円（国費：H23 予算 22,786 千円）を流用。

D-5-2 災害公営住宅家賃低廉化事業（補助率変更分）へ 49,920 千円（国費：H23 予算 43,680 千円）を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は 3,611,625 千円（3,160,171 千円）から、3,535,663 千円（3,093,705 千円）に減額

当面の事業概要

<平成 24 年度>

①住宅団地用地取得、造成

②関連公共施設整備

③移転促進地域買取

④住宅建設等利子助成、移転費用助成

<平成 25 年度～平成 26 年度>

①住宅団地用地取得、造成

②関連公共施設整備

③移転促進地域買取

④住宅建設等利子助成、移転費用助成

<平成 27 年度>

①移転促進地域買取

②住宅建設等利子助成、移転費用助成

東日本大震災の被害との関係

今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。

被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。

新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。

移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことでの大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関するこ」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画　復興交付金事業等個票

平成 30 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	防災集団移転促進事業（鷺山地区）	事業番号	D－23－4
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費		3,856,655（千円）	全体事業費		3,239,456 3,513,797 （千円）

事業概要

■防災集団移転促進事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

住宅団地…相馬市磯部字山信田地内外

移転想定世帯数…113 世帯（災害危険区域内世帯数）

移転促進区域…約 34.2ha（災害危険区域）

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P26)

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P31)

（事業間流用による経緯の変更）（平成 29 年 10 月 11 日）

事業進捗により事業費が、342,858 千円（国費：300,000 千円）減額したため、

道路事業（市街地相互接続道整備）（日下石上線）へ 342,858 千円（国費：H23 予算 300,000 千円）を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は 3,856,655 千円（3,374,571 千円）から、3,513,797 千円（3,074,571 千円）に減額

（事業間流用による経緯の変更）（平成 30 年 1 月 17 日）

事業進捗により事業費が、274,341 千円（国費：240,048 千円）減額したため、

D-5-1 災害公営住宅家賃低廉化事業へ 274,341 千円（国費：H23 予算 240,048 千円）を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は 3,513,797 千円（3,074,571 千円）から、3,239,456 千円（2,834,523 千円）に減額

当面の事業概要

<平成 24 年度>

- ①住宅団地用地取得、造成
- ②関連公共施設整備
- ③移転促進地域買取
- ④住宅建設等利子助成、移転費用助成

<平成 25 年度>

- ①住宅団地用地取得、造成
- ②関連公共施設整備
- ③移転促進地域買取
- ④住宅建設等利子助成、移転費用助成

<平成 26 年度～平成 27 年度>

- ①移転促進地域買取
- ②住宅建設等利子助成、移転費用助成

東日本大震災の被害との関係

今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。

被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。

新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。

移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したこと、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関するこ」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

